

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 定款

平成 22 年 4 月 1 日	制定
平成 24 年 6 月 15 日	一部改正
平成 25 年 6 月 14 日	一部改正
平成 26 年 6 月 20 日	一部改正
平成 28 年 6 月 17 日	一部改正
令和元年 6 月 21 日	一部改正
令和 5 年 6 月 27 日	一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本認知症グループホーム協会（英文 Japan Group-Home Association for people with Dementia）と称し、略称を日本GH協とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業をいう。以下「グループホーム」という。）相互の連携を密にし、認知症ケアに関する調査研究、普及啓発等の各種事業を行い、認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グループホームにおけるケアサービスの質の確保、向上に関する調査研究及び指導
- (2) 地域住民との協働による認知症ケアの相談及び普及啓発活動
- (3) 認知症の予防から終末期ケアまでの幅広い領域での啓発活動
- (4) グループホームに関する研修、全国大会、学会、講演会等、指導及び支援
- (5) グループホームの全国ネットワークづくりと情報収集及びその提供
- (6) 機関誌その他グループホームに関する刊行物の発行
- (7) 災害支援に関する事業
- (8) 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正 会 員 グループホーム事業者の代表者、ただし、特段の事情がある場合は、当該代表者が指定する者
 - (2) 準 会 員 グループホーム事業を行おうとする者、又はグループホーム開設準備責任者
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人
- (入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、その可否を決定し、これを本人に通知する。
- (会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 定款第24条第3項で規定する会長（以下同じ。）は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、会員から、理事会の承認を得て臨時に費用を徴収することができる。
- なお、この場合、会長は臨時の費用徴収についての経緯を直近の社員総会に報告する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、第1項により除名が決議されたときは、当該社員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 当該会員が第5条の条件を満たさなくなったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

- 第11条 この法人の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とし、代議員は正会員の中から代議員選挙によって選出する。
- 2 この法人の代議員の基礎数は各都道府県1人とする。ただし、代議員選挙を行う前年の10月末現在員数を基準とし、正会員数が51人に達した都道府県にあっては各2人、101人に達した都道府県にあっては各3人を当該都道府県の定数とする。
 - 3 代議員を選出するため、各都道府県の正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
 - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日（同日までに代議員選挙を実施することができない場合には、会長が定めた日）までに実施するものとする。代議員の任期は、選任後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員は、第10条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
 - 7 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
 - 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を選任することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 9 予備代議員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
 - 10 第8項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、予備代議員は、第10条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、予備代議員の資格を失う。
 - 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

（代議員の報酬等）

第12条 代議員は無報酬とする。

2 代議員には費用を支弁することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 社員総会

（構成）

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 事業報告及び決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合。
- (2) 総社員の5分の1以上の議決数を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって請求があった場合。
- (3) 前号の規定による請求をした社員が、次条第2項で規定する招集手続きが遅滞なく行われない場合又は社員総会の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

（招集）

第16条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定した理事が招集する。

2 会長は、前条第2項（第3号を除く）の規定による請求があったときは、その日から

- 6週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、社員総会開催日の2週間前までに、理事会で決議された次の事項を記載した書面を社員に通知しなければならない。
- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 社員総会に出席できない社員が代理人（予備代議員を代理人にすることができる。）による議決権の代理行使をする場合は、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (4) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権の行使期限
- 4 前項第4号に規定する議決を行使することができるとするときは、前項通知に法人法第41条第1項に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。
- （議長及び副議長）
- 第17条 社員総会の議長及び副議長は、社員総会の決議において、社員の中から選任するものとし、当該社員の任期中、その任にあたる。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を代行する。
- （議決権）
- 第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- （決議）
- 第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、議長は社員として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 他の法人との合併又は事業の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第21条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事又は監事の候補者の合計数が第24条の定める定数を上回らない役員選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の選任議案

を候補者全員一括で決議することを現に出席している社員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

- 5 社員総会における議決事項は、第16条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席することができない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人(予備代議員を代理人にすることができる。)にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第19条の規定する社員総会に出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第21条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の直前のこの法人業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法でこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、あらかじめこの法人の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決権を有する社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事19名以上25名以内
- (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、第4項で規定する副会長を2名以内、常務理事を7名以内置く。
- 3 一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事は、会長とする。
- 4 一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事は、副会長及び常務理事とする。
- 5 理事は、社員総会において別に定めるブロック理事と学識理事の2種とする。
- 6 ブロック理事及び監事は、支部の正会員でなければならない。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。ただし、役員の変更時においては、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長として選定する方法

によりることができる。

- 3 副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。選定の際、前項により選定された会長は、副会長及び常務理事の候補者を推薦することができる。
- 4 監事は、正会員の中から1名以内、有識者の中から1名以上2名以内を社員総会で選任する。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族をその他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
- 7 理事又は監事に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、この法人の常務を分担する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
 - (2) 協会の業務及び財産の状況を監査すること
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
 - (5) 前号の報告をするため必要のあるときは、会長に理事会の招集を請求すること
 - (6) 前号の理事会招集の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
 - (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
 - (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
 - (9) その他の法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 社員総会における総社員の3分の2以上の決議に基づき、理事及び監事を解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事に債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員等の責任限定契約)

第33条 この法人は、法人法第113条第2号ロに規定する外部理事及び法人法第115条第1項に規定する外部監事との間に、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

なお、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席して意見を述べるることができる。

(権 限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
- (6) 第7条第2項に定める、緊急やむを得ない場合の臨時費用の徴収の承認
- (7) 第32条に基づく役員損害賠償責任の免除
- (8) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
- (3) 第27条第1項第6号の規定により監事が招集するとき

4 社員総会において選任された理事は直ちに、会長、副会長及び常務理事を選定並びに次条第1項ただし書に規定する理事を指定するための、理事会を開催しなければならない。

(招集)

第37条 理事会は、前条第3項第2号の規定により理事又は同条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定された理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第27条第1項第5号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開始することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において指定された理事が当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、議長は、理事として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、前項及び次条の決議に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事は署名又は記名押印のうえ保存する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁へ提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後、直ちに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を公告するものとする。
- (剰余金)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって召喚する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第9章 名誉会員、顧問等

(名誉会員)

第50条 この法人は、若干名の名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、この法人に特に功労のあった者のうちから、会長が社員総会に推薦し社員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会員は、会長の諮問に応じ社員総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第51条 この法人は、顧問を10名以内、参与5名以内置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人に功労のある者又は学識経験ある者の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ社員総会及び理事会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 支部及びブロック

(支部)

第52条 この法人は、都道府県ごとに支部を置き、支部ごとに支部長を置く。

支部長は、支部の責任者として支部に係る業務及び事業を統理する。

2 支部長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入会、退会及び会員変更等関係書類の取りまとめ
- (2) 第11条に定める代議員及び予備代議員の選出に関する業務
- (3) 別に定めるブロック理事候補者の選出に関する業務
- (4) 全国大会を当該支部で開催する場合の大会運営
- (5) 意見具申などに対する意見集約
- (6) 会長表彰被表彰者の推薦
- (7) その他必要な業務

3 第4条第1項に規定する事業を行うことができる。

4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(ブロック)

第53条 この法人は、事業を広く普及するために、別に定める複数の都道府県をブロックとし、ブロックごとにブロック長を置く。ブロック長は、ブロックの責任者としてブロックに係る業務及び事業を統理する。

2 ブロック長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 別に定めるブロック理事候補者の選出
- (2) 全国大会開催候補地の推薦
- (3) 意見具申などに対する意見集約
- (4) その他必要な業務

3 第4条第1項に規定する事業を行うことができる。

4 ブロックの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第11章 委員会

(委員会)

第54条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。
- 3 委員会には、委員長を1名、その他の委員を数名置く。
- 4 委員長その他の委員は、理事会の議決により選任する。
- 5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第55条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の役員は、第25条の規定にかかわらず次のとおりとする。

理事（代表理事）	木川田典彌			
理事（副代表理事）	岩尾 貢	長井 卷子		
理事（常務理事）	佐々木勝則	武久 一郎	夏目 幸子	
理事	金田 弘子	河崎 茂子	下田 肇	永田 裕之
	安倉 俊秀	矢山 修一	熊谷 茂	石林 爾郎
監事	延命 政之	高土 哲夫		
- 4 この法人の最初の理事の任期は、第28条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 この法人の設立時の社員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

設立時社員 住所 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越190番地
氏名 木川田 典彌

設立時社員 住所 石川県小松市矢田野町ヌ62番地
氏名 岩尾 貢

設立時社員 住所 北海道札幌市白石区北郷三条7丁目10番25-403号
氏名 長井 卷子

設立時社員 住所 徳島県徳島市城東町二丁目6番32号
氏名 武久 一郎

6 この法人の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず別表1のとおりとする。

別表1 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費(年)
正会員	0円	グループホーム入居者1定員につき2,000円
準会員(個人)	0円	10,000円
準会員(団体)	0円	30,000円
賛助会員	0円	一口10,000円(一口以上)

以上、一般社団法人日本認知症グループホーム協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成21年3月13日

設立時社員 木川田 典彌

設立時社員 岩尾 貢

設立時社員 長井 卷子

設立時社員 武久 一郎

附 則

1 この定款は、公益認定を受けた日から施行する。

附 則

1 この定款の改正は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

1 この法人の入会金及び会費は、別表2のとおりとする。

別表2 入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費(年)
正会員	0円	グループホーム入居者1定員につき2,000円
準会員(個人)	0円	10,000円
準会員(団体)	0円	30,000円
賛助会員(個人)	0円	一口以上(一口10,000円)
賛助会員(団体)	0円	三口以上(一口10,000円)

2 この定款の改正は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

1 この定款の改正は、平成26年6月20日から施行する。ただし、別表3に掲げる正会員会費については、平成27年4月1日から施行する。

別表3

会費の種別	入会金	会費(年)
①正会員(1～3ユニット)	0円	グループホーム入居1定員3,000円
②正会員(4ユニット以上)	0円	4ユニット以上の正会員にあつては、100,000円とする。ただし、当該ユニット入居定員総数に3,000円を乗じて得た額が、当該会費を下回る場合は、その額を納入会費額とする。なお、③及び④においても、当該ただし書きを準用する。
③正会員(7ユニット以上)	0円	7ユニット以上の正会員にあつては、150,000円とする。
④正会員(12ユニット以上)	0円	12ユニット以上の正会員にあつては、200,000円とする。
準会員(個人)	0円	10,000円
準会員(団体)	0円	30,000円
賛助会員(個人)	0円	一口以上(一口10,000円)
賛助会員(団体)	0円	三口以上(一口10,000円)

附則

- 1 この定款の改正は、平成28年6月17日から施行する

附則

- 1 この定款の改正は、令和元年6月21日から施行する

附則

- 1 この定款の改正は、令和5年6月27日から施行する